

沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

4 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第8条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第8条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第15条中第8号を第9号とし、同条第7号才中「、国」を削り、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報

第16条第2項中「前条第2号」を「前条第3号」に改める。

第24条第2項第1号中「第15条第2号イ又は同条第3号ただし書」を「第15条第3号

イ又は同条第4号ただし書」に改める。

第53条第2項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」を「番号法」に改める。

第2条 沖縄県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「保有特定個人情報の」の次に「利用及び」を加え、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第13条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第15条第2号及び第29条第2項において同じ。）」を加える。

第14条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第30条第2項及び第38条第2項において同じ。）」を加える。

第27条第1項中「係る保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第37条第1項中「とする保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用停止請求権）

第37条の2 何人も、第29条第1項各号に掲げる保有個人情報のうち、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第8条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）をいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第8条の2第3項の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止請求をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

第38条第2項中「前条第2項」を「第37条第2項又は前条第2項」に改める。

第53条第2項中「番号法第2条第9項に規定する」を削る。

第3条 沖縄県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第9条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第23条第1項及び第35条第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第36条中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第37条の2第1項中「とする保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第38条第1項第2号中「係る保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）」を加える。

第39条中「係る保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第40条第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

平成27年9月18日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号を含む個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずる等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。